令和８年度「大学等修学支援施策推進事業」

（奨学金情報の集約及び公募様式等の標準化

に関する調査研究）

仕様書

令和８年１０月３０日

文部科学省高等教育局

学生支援課

１．事業名

令和８年度「大学等修学支援施策推進事業」（奨学金情報の集約及び公募様式等の標準化に関する調査研究）

２．目的

現在、学生等に対する経済的支援として、国や日本学生支援機構（以下「JASSO」という。）のみならず、学校、地方公共団体、民間奨学財団、企業等により多様な奨学金事業が展開されている。しかしながら、これらの情報が散在しており、支援を必要とする高校生や学生、保護者（以下「学生等」という。）が必要な情報へ一元的にアクセスすることが困難な状況にある。加えて、奨学金事業を実施する組織ごとに公募や応募にかかる様式が異なるため、学生等が複数の奨学金に応募する際に申請手続きが煩雑になりやすい状況にある。

本業務においては、全国の多様な奨学金情報（大学・大学院・短期大学・高等専門学校、専修学校（専門課程）の学生を対象とするもの）を網羅的に調査・集約し、JASSO及び文部科学省ホームページ等における情報発信のベースとなる情報を収集するとともに、奨学金の募集要項や申請書など、奨学金の公募・応募に必要な様式のモデル（共通フォーマット）を作成し、奨学金事業を実施する組織に共通フォーマットとして活用することを推奨することで、学生等が奨学金情報にアクセスし申請しやすい環境を整備する土台をつくることを目的とする。

３．成果物

①実態調査報告書の電子データ
②JASSO ホームページ等への掲載に同意した奨学金事業を実施する各組織に係る実態調査結果の電子データ
③令和 10 年度以降公開予定の JASSO 専用サイトの奨学金検索ページ連携用の奨学金マスターデータ（電子データ）
④文部科学省ホームページ掲載用の奨学金一覧データ
⑤奨学金の公募や応募にかかる書類や様式の共通フォーマット（記入例及び利用の手引きを含む）の電子データ

＜成果物に係る補足＞

成果物は、文部科学省担当者と検討・調整しながら作成にあたることとする。
上記①は Word 形式で作成することとする。
上記②は Excel 形式で作成することとする。
上記③は CSV 形式で作成することとする。
上記④は Excel 形式で作成することとする。
上記⑤は Word 形式又は Excel 形式で作成することとする。

４．事業（委託契約）期間

契約を締結した日から令和９年３月３１日（水）までの間

５．納入期限

「３．成果物」は令和９年３月３１日（水）までに、文部科学省高等教育局学生支援課まで提出することとする。

なお、令和９年３月１７日（水）までに、（案）を提出し文部科学省担当課の確認を受けること。

６．事業内容

受託者は、以下の各業務を実施すること。

なお、業務の詳細については文部科学省担当課と調整することとし、変更があり得る。文部科学省担当課と密に連絡を取りながら事業を進めるとともに、作業の進捗状況については、月に１回以上、文部科学省担当課に報告すること。

６－１．国内の奨学金事業の実態調査

全国の多様な奨学金情報（大学・大学院・短期大学・高等専門学校、専修学校（専門課程）の学生を対象とするもの）を網羅的に調査・集約する。なお、現在 JASSO ホームページで公表している大学・地方公共団体等が行う奨学金事業についても調査対象とすること。

参考：大学・地方公共団体等が行う奨学金制度 | JASSO

① 国内の既存の奨学金事業（大学・大学院・短期大学・高等専門学校、専修学校（専門課程）の学生を対象とするもの）を網羅的に、調査対象としてリストアップを行う。

・既存の奨学金事業の網羅的なリストアップの方法を提案すること。

・リストアップする奨学金事業数は、10,000件以上を１つの目標とするが、できるだけ多くの奨学金事業についてリストアップすること。

・現在JASSOホームページで公表している大学・地方公共団体等が行う奨学金事業の公表データをダウンロードして活用することも可能とする。

② 上記①でリストアップした奨学金事業を実施する組織に連絡をとり、別添１の調査項目について調査・収集し、その結果をまとめる。

・効率的な調査の方法について具体的に提案すること。

・奨学金事業を実施する組織からの問い合わせに適切に対応できる体制を構築すること。

③ 上記②の調査結果について、JASSOのホームページ等に掲載できるよう奨学金事業を実施する各組織の許諾を取る。

・JASSOのホームページ等で公表することを希望する大学・地方公共団体等に対しては、以下の２点をあわせて周知すること。

（１）令和９年度中にJASSOホームページ上で公表する奨学金事業の情報については、既存の掲載項目のみの掲載となること

（２）令和10年度以降はJASSO専用サイトで公開する予定であること

なお、令和10年度以降に公開する内容の詳細については別添２を、令和９年度に公開する内容の詳細については別添３をそれぞれ参照とすること。

④　上記①から③で収集した奨学金事業の情報を別添の掲載情報の項目に沿ってリスト化する。

・以下の３点を納品すること。

―　JASSOのホームページ等への掲載に同意した奨学金事業を実施する各組織に係る実態調査結果を、別添１の項目に基づきリスト化した実態調査結果（Excel形式を想定）

―　令和10年度以降にJASSO専用サイトに構築する奨学金検索ページに取り込むことができる別添２の情報を反映したマスターデータ（CSV形式を想定）

―　文部科学省ホームページに掲載し、奨学金データの一覧として、閲覧・活用できるデータ

※納品形式は、「３．成果物」のとおり。

⑤　上記③で、JASSOのホームページ等に奨学金事業の情報を掲載することを拒否された団体等に対し、その理由・背景について分析・整理を行う。

・奨学金事業の情報を掲載することを拒否する理由・背景の分析、多くの奨学金事業について掲載するための効果的な手法など、整理した情報については、実態調査報告書に記載すること。

６－２．奨学金の募集、応募にかかる共通フォーマットの作成

学生等が JASSO 専用サイトの奨学金検索ページから奨学金情報にアクセスし、円滑に複数の希望する奨学金に応募できる環境を整備するための土台として、奨学金事業を実施する組織が共通して利用できる、モデルとなる募集要項及び申請書等の公募・応募に係る共通フォーマットを作成する。

①　現状の把握・分析として、６－１で調査対象とした組織の募集要項や申請書等の奨学金の公募・応募に関する様式を収集し、記載項目、申請に必要な書類、記載方法等の共通点・相違点を分析・整理する。

② 上記①の結果を踏まえ、奨学金事業を実施する組織が使いやすい募集要項や申請書等の、奨学金の公募・応募に関する様式の共通フォーマットを作成・提案する。

・共通フォーマットは、奨学金事業を実施する組織に共通する「共通項目」と、各組織が独自に設定できる「団体独自項目」とで構成するなど、多様な奨学金事業に対応できる柔軟な構成とすること。
・募集要項の共通フォーマットの「共通項目」は、別添２の JASSO の専用サイトの奨学金検索ページの掲載情報の項目を網羅するものとすること。
・共通フォーマットの作成にあたっては、奨学金事業を実施する組織及び学生等の意見を聴取し、利用者の使いやすさも検討すること。
・共通フォーマットの記入例及び利用の手引きを作成すること。

③ 利用促進方策を検討する。
・奨学金事業を実施する組織が共通フォーマットを導入する際の課題を整理し、利用を促進するための方策を検討すること。
・上記①から③の内容は、実態調査報告書に記載すること。

※ 事業の着手は契約締結後とすること。経費の計上は契約締結日以降に発生（発注・注文等）したもので、原則として事業期間中に履行・納品され、支払いまで完了したものが対象となる。

７．事業規模

事業規模は１０，０００千円（税込）を上限とする。

８．応札者に求める要求要件

（１）要求要件の概要

①本委託事業にかかる応札者に求める要求要件は、「（２）要求要件の詳細」に示すとおりである。

②要求要件は必須の要求要件と必須以外の要求要件がある。

③「*」の付してある項目は必須の要求要件であり、最低限の要求要件を示しており、技術審査においてこれを満たしていないと判断がなされた場合は不合格として落札決定の対象から除外される。

④必須以外の要求要件は、満たしていれば望ましい要求要件であるが、満たしていなくても不合格とならない。

⑤これらの要求要件を満たしているか否かの判断及びその他提案内容の評価等は、「大学等修学支援施策推進事業選定委員会」において行う。なお、総合評価落札方式にかかる評価基準は別添の「令和８年度「大学等修学支援施策推進事業」（奨学金情報の集約及び公募様式等の標準化に関する調査研究 ）総合評価基準」に基づくものとする。

（２）要求要件の詳細

１　業務の実施方針

1-1　企画立案に係る妥当性、独創性

＊　1-1-1　仕様書記載の実施内容について全て提案されていること。〔仕様書に示した内容以外の独自の提案がされていればその内容に応じて加点する。〕

＊　1-1-2　業務内容が妥当で独創性があること。〔回答率の向上に向けた工夫や収集する奨学金事業数を向上させる工夫など、事業成果を高めるための工夫や事業成果を測定するための具体的な KPI が設定されていればその内容に応じて加点する。〕

1-2　共通フォーマットの有効性

＊　1-2-1　共通フォーマットの作成方法が具体的かつ妥当であり、奨学金検索ページの掲載項目との対応が考慮されていること。〔学生等の申請負担の軽減や、奨学金を実施する組織によるオンライン申請の導入等の促進に資する工夫が記載されていれば、その内容に応じて加点する。〕

1-3　作業計画の妥当性、効率性

＊　1-3-1　作業の日程・手順等に無理がなく目的に沿った実現性があること。〔作業の日程・手順等が効率的であれば加点する。〕

２　組織の経験・能力

2-1　組織の類似業務の経験

2-1-1　過去に奨学金に関する（例えば、奨学金事業を実施する組織を対象とした）類似の調査研究を実施した実績があれば、その内容に応じて加点する。

2-2　組織の業務実施能力

＊　2-2-1　事業を遂行する人員が確保されていること。

2-2-2　事業実務に精通しており、事業を適切に実施するための技術力及びノウハウを有していれば加点する。

＊　2-2-3　事業を実施する上で適切な財務基盤、経理能力を有していること。

＊　2-2-4　情報セキュリティを適切に管理するための体制が整備されていること。

2-3　業務に当たってのバックアップ体制

2-3-1　円滑な事業遂行のための人員補助体制が組まれていれば加点する。

３　業務従事予定者の経験・能力

3-1　業務従事予定者の類似業務の経験

3-1-1　過去に類似の調査を実施した実績があればその内容に応じて加点する。

3-2　業務従事予定者の業務内容に関する専門知識・適格性

＊　3-2-1　業務内容に関する幅広い知識・知見を有すること。

3-2-2　業務内容に関する人的ネットワーク・優れた情報収集能力を有していれば加点する。

４　ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標

4-1　ワーク・ライフ・バランス等の取組

4-1-1　以下のいずれかの認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けていれば加点する。

○　女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）又は女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定（常時雇用する労働者の数が１００人以下のものに限る）

○　次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）又は次世代法に基づく一般事業主行動計画（令和７年４月１日以後の基準）策定（常時雇用する労働者の数が１００人以下のものに限る）

○　青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定

５　賃上げを実施する企業に関する指標

5-1　賃上げの表明

以下のいずれかを表明していれば加点する。（いずれかを応札者が選択するものとする）

5-1-1　入札者である中小企業等が、契約締結予定日が属する会計年度に開始する事業年度において、対前年度比で「給与総額」を 2.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。

5-1-2　入札者である中小企業等が、契約締結予定日が属する暦年において、対前年比で「給与総額」を 2.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。

※　経年的に賃上げ表明を行う場合、賃上げ表明を行う期間は、前年度に 加点を受けるために表明した期間と重ならないようにすること。

※　中小企業とは、法人税法（昭和４０年法律第３４号）第６６条第２項、第３項及び第６項に規定される、資本金等の額等が１億円以下 であるもの又は資本等を有しない普通法人等をいう。

９．検査

受注者による業務完了（廃止）報告の内容が、契約の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかは、発注者が確認することをもって検査とする。

１０．守秘義務

受注者は、本調査業務の実施で知り得た非公開の情報を第三者に漏えいしてはならない。

受注者は、本調査業務に係わる情報を他の情報と明確に区別して、善良な管理者の注意義務をもって管理し、本調査業務以外に使用しないこと。

１１．届出義務

受注者は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定など技術提案書に記載した事項について、認定の取り消しなどによって記載した内容と異なる状況となった場合には、速やかに発注者へ届け出ること。

１２．賃上げを実施する企業に関する指標に係る留意事項

発注者は、受注者が賃上げを実施する企業に関する指標における加点を受けた場合、受注者の事業年度等（事業年度及び暦年をいう。）が終了した後、表明した率の賃上げを実施したことを以下の手法で確認する。

・5-1-1 の場合は、賃上げを表明した年度及びその前年度の法人事業概況説明書の「「10 主要科目」のうち「労務費」、「役員報酬」及び「従業員給料」の合計額」を比較する。

・5-1-2 の場合は、給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表の「１給与所得の源泉徴収票合計表（375）」の「Ａ俸給，給与，賞与等の総額」の「支払金額」により比較する。

加点を受けた受注者は、確認のため必要な書類を速やかに発注者に提出すること。ただし、前述の書類により賃上げ実績が確認できない場合であっても、税理士又は公認会計士等の第三者により上記基準と同等の賃上げ実績を確認することができる書類であると認められる書類等をもって代えることができる。

上記の確認を行った結果、加点を受けた受注者が表明書に記載した賃上げ基準に達していない場合又は本制度の趣旨を意図的に逸脱している場合においては、当該事実判明後の総合評価落札方式において所定の点数を減点するものとする。詳細は従業員への賃金引上げ計画の表明書裏面の（留意事項）を確認すること。

なお、確認に当たって所定の書類を提出しない場合も、賃上げ基準に達していない者と同様の措置を行う。

１３．子会社、関連企業に対する利益控除等透明性の確保

再委託先が子会社や関連企業の場合、利益控除等透明性を確保すること。また、再委託費以外のすべての費目においても、受託者の子会社や関連企業への支出に該当する経費については、再委託費と同様の措置を行うか、取引業者選定方法において競争性を確保することで、価格の妥当性を明らかにすること。

１４．取引停止期間中の者への支出の禁止

再委託先や事業費による支出先に取引停止期間中の者を含めないこと。

１５．協議事項

この仕様書に記載されていない事項、又は本仕様書について疑義が生じた場合は、文部科学省担当課と適宜協議を行うものとする。

（別添１）

■調査対象全体への設問

1	学校または実施団体の種類	
2	団体名（学校については学校コード含む）	文部科学省 学校コードに基づく学校コード検索
3	回答者氏名	
4	担当部署名	
5	郵便番号	
6	住所	
7	電話番号	
8	メールアドレス	
9	JASSOの奨学金検索ページへの掲載可否	

■設問9で奨学金検索ページへの掲載可の組織への設問（11～36は別添２の掲載情報と同じ項目）

11	学校または実施団体の種類	
12	企業業種	業種一覧表（日本標準産業分類）から選択式
13	主な事務所または本部所在地（都道府県）	
14	学校・団体・企業名	
15	学校・団体・企業名ふりがな	
16	ホームページや奨学金申込ページ、奨学金概要ページのURL	
17	制度の名前	
18	実施年度	
19	制度の種類	
20	給付・貸与の種類	
21	対象となる学校の種類	
22	対象の課程	
23	対象の専攻分野	
24	対象課程・専攻分野の詳細	
25	支給額（※～円）	
26	支給期間	
27	人数(※～名）	
28	申込時期	
29	申込時期詳細	
30	地域条件	
31	資格・条件	
32	担当部署	
33	問い合わせ先電話番号	
34	備考	
35	修学支援新制度との併用	
36	所得制限の有無	
37	学業要件の有無	
38	年間の奨学金事業規模	
39	募集要項・申請書様式の提供可否（可の場合は添付）	
40	申請受付の方法（紙・メール・Webフォーム等）	
41	申請時に求める書類（所得証明、成績証明、推薦書、作文等）	
42	共通フォーマットが作成された場合の利用意向	

■設問9で奨学金検索ページへの掲載不可の組織への設問

43	JASSOの奨学金検索ページへの掲載不許可の理由

（別添２）

掲載する情報

掲載情報	1	学校または実施団体の種類
	2	企業業種
	3	主な事務所または本部所在地（都道府県）
	4	学校・団体・企業名
	5	学校・団体・企業名ふりがな
	6	ホームページや奨学金申込ページ、奨学金概要ページのURL
	7	制度の名前
	8	実施年度
	9	制度の種類
	10	給付・貸与の種類
	11	対象となる学校の種類
	12	対象の課程
	13	対象の専攻分野
	14	対象課程・専攻分野の詳細
	15	支給額（※～円）
	16	支給期間
	17	人数(※～名)
	18	申込時期
	19	申込時期詳細
	20	地域条件
	21	資格・条件
	22	担当部署
	23	問い合わせ先電話番号
	24	備考
	25	修学支援新制度との併用
	26	所得制限の有無
	27	学業要件の有無

（参考）掲載ページ：　　大学･地方公共団体等が行う奨学金制度 | JASSO

（別添3）

掲載する情報

掲載情報	1	学校または実施団体の種類（必須）
	2	企業業種（必須）
	3	主な事務所または本部所在地（都道府県）（必須）
	4	学校・団体・企業名（必須）
	5	学校・団体・企業名ふりがな（必須）
	6	ホームページURL
	7	制度の名前（必須）
	8	実施年度（必須）
	9	制度の種類（必須）
	10	給付・貸与の種類
	11	対象となる学校の種類（必須）
	12	対象の課程（必須）
	13	対象の専攻分野（必須）
	14	対象課程・専攻分野の詳細
	15	支給額（※～円）
	16	支給期間
	17	人数(※～名）
	18	申込時期（必須）
	19	申込時期詳細
	20	地域条件（必須）
	21	資格・条件
	22	担当部署（必須）
	23	問い合わせ先電話番号（必須）
	24	備考
	25	修学支援新制度との併用

（参考）掲載ページ：　大学･地方公共団体等が行う奨学金制度 | JASSO